届出・報告名	対象施設	届出・報告時期	留意事項
特定給食施設の届出 （新規、変更、廃止等）	**特定かつ**多数の人に対して**継続的**に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもので、**1回100食以上又は1日250食以上**の食事を提供する施設	事業を開始・変更・廃止・休止する日から1か月以内に提出 (健康増進法第20条第1項・第2項)	・既に開設届を提出している施設は、届出の内容に変更が生じた際に変更届の提出をお願いします。とくに**設置者名が変更された際の提出漏れが多くなっておりますので**、今一度ご確認をお願いします。 ・食数が継続的に減少し、特定給食施設の対象外となった場合は廃止届の提出をお願いする場合がございますので、当所までご相談ください。
給食施設栄養管理報告書	**特定かつ**多数の者に対して、**継続的に1回20食以上**の食事を供給する施設	作成：毎年10月 報告：翌月20日まで	**・施設種によって報告内容が異なります**ので、お間違えのないようご注意ください。
社会福祉施設給食栄養月報	**社会福祉施設** 児童福祉法*1、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法*2、生活保護法に規程する施設 ***1.保育所は除く *2.介護老人福祉施設は除く**	作成：毎年10月分 報告：翌月20日まで	**・給食施設栄養管理報告書（オンライン申請）の添付書類**として添付し、提出してください。給食施設栄養管理報告書を郵送で提出する場合は同封のうえ郵送してください。
保育所給食内容検討表 （給食月報）	**保育所、認定こども園** （幼保連携型、保育所型）	作成：毎年2・5・8・11月分 報告：翌月20日まで	・栄養素別給与栄養量の算出が可能な施設は、施設独自の様式での提出も可能ですが、遵守事項がありますので、**下記リンク先にアクセスのうえ、指定様式4-1,4-2の注釈をご確認ください。** ・所属市町の担当課窓口に提出してください。（市町担当課でとりまとめのうえ当所に提出されます。）

各種届出・報告の内容・提出方法について（兵庫県HP）

※食品衛生に関する内容については、「食品衛生」のページをご参照ください。